

説明会を掲示により行う場合の掲示

ドン・キホーテ貝塚店の変更に関するお知らせ

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき駐車場の出入口を変更する旨の届出を令和6年9月5日付けで貝塚市長に提出しましたので、同法施行規則第11条第2項の規定により掲示します。

【店舗名称】

名称 ドン・キホーテ貝塚店
所在地 貝塚市小瀬338番1

【設置者】

名称 巖本商事株式会社
住所 京都市南区西九条東比永城町75番地

【変更しようとする事項】

駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前)
2箇所

(変更後)
3箇所
※敷地東面に新たに出入口を設置します。

【変更する理由】（法第6条第2項に基づく変更届の場合のみ）
利便性の向上のため。

【変更する年月日】

令和6年9月17日

<問い合わせ先>

- ・所在地：大阪府中央区瓦町四丁目3番地7号
- ・名称：株式会社エスパシオコンサルタント
- ・電話番号：06-6233-7111

(届出書の縦覧場所)

貝塚市 総合政策部 産業戦略課
所在地：貝塚市島中1丁目17番1号

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 商業振興課
所在地：大阪府住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎25階

- 備考1：大きさは日本工業規格A1(594mm×841mm)以上としてください（縦置き、横置きは自由）。
- 2：風雨に耐えるように作成し、店舗敷地内の見やすい場所に設置してください。
- 3：{変更事項}には、変更内容を記入してください。（例：営業時間、駐車場の収容台数等）